

電気通信大学産学官連携センター規程

制定 平成21年4月1日規程第87号
最終改正 令和5年12月22日規程第50号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学組織規則第23条第2項の規定に基づき、電気通信大学産学官連携センター（以下「センター」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、電気通信大学（以下「本学」という。）の資源と学外の資源の融合による新たな知の創出と活用を戦略的かつ効率的に推進するとともに、新産業の創出に貢献する人材を育成することにより、大学の使命としての社会貢献を積極的に果たしていくことを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 産学官連携事業の企画及び実施に関すること。
- (2) 共同研究及び受託研究の推進及び審査に関すること。
- (3) 大学発ベンチャーの創出支援に関すること。
- (4) 知的財産の創出・取得・管理・活用に関すること。
- (5) 100周年キャンパス共同研究施設の運営支援に関すること。
- (6) その他産学官との学術研究交流に関すること。

(組織)

第4条 センターに、次に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 部門長
- (3) 室長
- (4) 専任教員
- (5) 知的財産マネージャー
- (6) 産学連携コーディネーター
- (7) その他の職員

2 センターに、センターの目的を達成するため、本学の専任の教授、准教授及び講師のうち、センターにおいて、センター専任の教員と同等の活動を行う者を兼務教員として置くことができる。

3 センターに、特任教員又は客員教員を置くことができる。

(センター長)

第5条 センターに、センター長を置き、本学の理事又は職員のうちから学長が指名する。

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第6条 学長が必要と認めるときは、副センター長を置き、本学の理事又は職員のうちから学長が指名する。

- 2 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 副センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、副センター長の任期の末日は、センター長の任期の末日以前でなければならない。

(主幹コーディネーター)

第6条の2 大型の外部資金の獲得に直結する研究プロジェクトの企画、提案及び実行を牽引するために、学長が必要と認めるときは、主幹コーディネーターを置き、本学の職員のうちから学長が指名する。

(部門)

第7条 センターに、次に掲げる部門を置く。

- (1) 产学官連携支援部門
 - (2) ベンチャー支援部門
 - (3) 知的財産部門
 - (4) UECアライアンスセンター運営支援部門
- 2 前項に定める各部門に、部門長を置く。
 - 3 部門長は、本学職員のうちから、第8条に定める運営委員会において選出する。
 - 4 センター長が必要と認めるときは、部門に副部門長を置き、センターの職員のうちからセンター長が指名する。
 - 5 部門の構成員は、センター長の推薦に基づき、学長が命ずる。
 - 6 部門長、副部門長及び部門の構成員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 7 部門に、室を置くことができる。各部門に置く室は、別に定める。

(エクステンション推進支援室)

第7条の2 センターに、产学連携を基軸とした発展的教育研究の推進を支援するため、エクステンション推進支援室（以下「推進支援室」という。）を置く。

- 2 推進支援室に関し必要な事項は、別に定める。

(運営委員会)

第8条 センターに、センターの管理運営に関する重要な事項を審議するとともに、各部門間の連絡調整を行うため、产学官連携センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(知的財産評価委員会)

第8条の2 センターに、届出のあった発明等の評価及び帰属の判定を行うため、知的財産評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

- 2 評価委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第9条 センターに関する事務は、学術国際部研究推進課が行う。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、センターについて必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 電気通信大学地域・産学官連携推進機構規程（平成16年4月1日施行）、電気通信大学産学官等連携推進本部規程（平成17年4月1日施行）、電気通信大学知的財産本部規程（平成17年4月1日施行）、電気通信大学共同研究センター規程（平成4年4月10日施行）及び電気通信大学サテライト・ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー（S V B L）規程（平成16年4月1日施行）は、廃止する。
- 3 当分の間、文部科学省産学官連携戦略展開事業の採択に基づく「ソフトウェア戦略展開プログラム」を推進するため、センターにプロジェクトチームを置く。プロジェクトチームの構成員は、運営委員会が定める。

附 則 （平成22年3月19日）

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 電気通信大学産学官連携センター教育研究職員の選考に関する規程は、廃止する。

附 則 （平成23年2月22日）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 （平成24年5月22日）

この規程は、平成24年5月22日から施行する。

附 則 （平成26年1月21日規程第38号）

この規程は、平成26年2月1日から施行する。

附 則 （平成28年3月23日規程第132号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 （平成28年9月28日規程第33号）

この規程は、平成28年9月28日から施行する。

附 則 （平成29年1月26日規程第95号）

この規程は、平成29年2月1日から施行する。

附 則 （平成29年3月22日規程第122号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 （平成30年3月30日規程第148号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 （平成30年10月10日規程第7号）

この規程は、平成30年11月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月20日規程第65号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年1月15日規程第27号)

この規程は、令和2年2月1日から施行する。

附 則 (令和4年4月28日規程第9号)

この規程は、令和4年5月1日から施行する。

附 則 (令和5年12月22日規程第50号)

この規程は、令和6年1月1日から施行する。